

総 税 市 第 2 8 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東 京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長
総務省自治税務局自動車税制企画室長
(公 印 省 略)

新基準原付の課税上の取扱い等について

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号。以下「令和7年改正法」という。）が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことにより、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が50cc超125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの（以下「新基準原付」という。）の軽自動車税種別割の税額が2,000円とされました。

新基準原付の課税上の取扱い及び課税標識（いわゆるナンバープレート）の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 新基準原付の課税上の取扱いについて

(1) 令和7年度税制改正について

新基準原付については、令和7年改正法において、原動機の総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kW以下の原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を除く。以下「現行原付」という。）と同様に、軽自動車税種別割の税率は2,000円とされ、当該税率は、令和7年度以後の軽自動車税種別割について適用されることとなる。また、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に定める申告書（以下「申告書」という。）の様式の改正等もあわせて令和7年4月1日に施行された。

なお、本改正に関連する法令改正として、令和6年11月13日に公布・施行された道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第99号）によって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に定める第一種原動機付自転車において、新基準原付が規定されている。また、同日に公布され、令和7年4月1日に施行された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号）によっても同様に、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の2に定める一般原動機付自転車において、新基準原付が規定されている。

（2）新基準原付に該当する車両の実務上の区別方法について

新基準原付については、道路運送車両法施行規則第1条第2項に定める第二種原動機付自転車（総排気量50cc超125cc以下）の車両をベースに製造される見込みであるなど、第二種原動機付自転車との外見及び総排気量による識別が困難であることから、申告書に記載される総排気量及び最高出力（申告書の様式に記載欄を追加）の確認に加えて、以下①又は②の方法によって判別されたい。

- ① 道路運送車両法施行規則に規定する型式認定番号を有する車両については、譲渡（販売）証明書の型式認定番号又は当該車両の型式認定番号標を確認する。
- ② 型式認定番号を有さない車両については、国土交通省において令和7年4月から運用されている最高出力確認制度（別添参考資料を参照）に基づいて、確認実施機関（国土交通大臣が認定した最高出力確認を実施する者）が個々の車両ごとに発行する「最高出力が4.0kW以下であることの確認済書」又は確認実施機関による最高出力確認結果の表示（シール）の有無を確認する。

なお、上記にあわせて、新基準原付の取得者に対して、販売事業者等が譲渡（販売）証明書を交付する場合には、同証明書に最高出力及び現行原付と新基準原付の区分に関する記載欄が追加されており、同欄の確認によっても現行原付と新基準原付の判別が可能となる。譲渡（販売）証明書の記載事項の追加に関しては、経済産業省から関連業界団体に対して、記載内容に遺漏がないよう、別途周知されている。

2 課税標識について

（1）標準様式について

新基準原付における標準様式については、地方税法第463条の15第1項第1号イに掲げる原動機付自転車と同様とする。

(2) 施行日について

上記1(1)のとおり、改正後の地方税法及び地方税法施行規則の施行日は令和7年4月1日である。なお、国内大手メーカーは、現行原付への排ガス規制(第4次規制)の適用が開始される令和7年11月を目指し、新基準原付の開発を進めていることを申し添える。

(連絡先)

総務省自治税務局都道府県税課

自動車税制企画室

担当：花堂、岡部

電話：03-5253-5663

最高出力4.0kW以下であることの確認制度・公証方法

参考資料

想定する対象者	最高出力の確認制度	最高出力の確認方法	対象車両	公証方法
主要二輪車メーカー	型式認定制度 【道路運送車両法 施行規則】	原動機単体で試験を実施 併せて最高出力抑制装置を確認	型式毎	原動機への表示
輸入事業者・小規模 製作者・改造事業者	最高出力確認制度 【新告示】	完成車状態で試験を実施 (駆動輸出力を測定し原動機出力に換算) 併せて最高出力抑制装置を確認	一定台数毎 1台毎	原動機へのシール 貼付
個人輸入車・改造車				

最高出力確認済み証明書又は確認実施機関による最高出力確認済みの表示(シール)のサンプル

【別紙8】最高出力が4.0kW以下であることの確認済書

(最高出力確認の申請者の名称) (代表者の氏名) 殿	年 月 日
(最高出力確認実施機関の名称) (代表者の氏名)	
最高出力が4.0kW以下であることの確認済書	
<p>原動機付自転車の最高出力確認制度に関する告示(令和●●●●号)第5条第1項に基づき申請があった下記に掲げる原動機付自転車については、同条第2項の最高出力確認の結果、最高出力が4.0kW以下であり、かつ、最高出力抑制装置が保安基準第66条の4の3に適合するものと確認しました。</p>	
車 名	
車 台 番 号	
原 動 機 の 型 式	
最 高 出 力 確 認 番 号	

【別紙11】シールの様式



備考

- 文字の書体はゴシックとし、大きさは原則8ポイント(日本産業規格Z8305に規定するポイントをいう。)以上とする。
- 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。
- 「認定機関名称」は、最高出力確認実施機関毎に指定された名称とする。